

◎新潟県告示第743号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第9項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成29年6月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 日時

平成29年6月20日（火）午後7時00分から

2 場所

糸魚川市一の宮1-2-1

糸魚川市民会館 3階 会議室兼練習室2

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、商業の利便を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

糸魚川市大町2-3-5

加賀の井酒造株式会社 代表取締役 田中 文悟

(2) 申請地

糸魚川市大町2丁目1-5、2-1の一部、2-4

(3) 主要用途

工場

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階建て

建築面積 893.27平方メートル

延べ面積 1,086.37平方メートル